

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その属性、入院・来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計することにより、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の医療施設を利用する患者を対象とし、層化無作為により抽出した医療施設における患者を客体とした。

	調査対象 施設数	抽 出 率	回収 施設数	集計客体数	
				入院・外来	退 院
病 院	6,427	入院 7.7/10， 外来 4.0/10	6,395	197.2万人	113.9万人
一般診療所	5,887	6.2/100	5,526	28.1万人	0.9万人
歯科診療所	1,280	1.9/100	1,223	2.7万人	

注：歯科診療所は、外来のみの調査である。

3 調査の期日

病院については、平成29年10月17日（火）～19日（木）の3日間のうち病院ごとに指定した1日とし、診療所については、平成29年10月17日（火）、18日（水）、20日（金）の3日間のうち診療所ごとに指定した1日とした。

また、退院患者については、平成29年9月1日～30日までの1か月間とした。

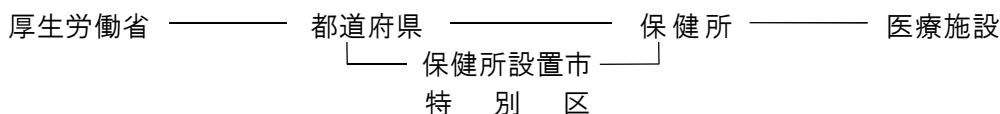
4 調査事項

性別、出生年月日、患者の住所、入院年月日（※1）、退院年月日（※2）、主傷病名、副傷病名、診療費等支払方法、病床の種別（※1）、紹介の状況（※3）、退院後の行き先（※2）等

※1 入院患者及び退院患者に対する調査事項 ※3 入院患者及び外来患者に対する調査事項
※2 退院患者に対する調査事項

5 調査の方法及び系統

医療施設の管理者が記入する方式によった。



6 結果の集計

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）において行った。

なお、医療施設に関する情報の一部は平成29年医療施設静態調査の結果を用いた。

7 用語の説明

(1) 推計患者数

調査日当日に、病院、一般診療所、歯科診療所で受療した患者の推計数である。

(2) 推計退院患者数

調査対象期間中（平成29年9月1日～30日）に病院、一般診療所を退院した患者の推計数である。

(3) 退院患者の平均在院日数

調査対象期間中（平成29年9月1日～30日）に退院した患者の在院日数の平均である。

(4) 受療率

推計患者数を人口 10 万対であらわした数である。

受療率（人口 10 万対）＝推計患者数／推計人口×100,000

(5) 総患者数（傷病別推計）

調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。

総患者数＝入院患者数＋初診外来患者数＋（再来外来患者数×平均診療間隔×調整係数（6/7））

(6) 病床の種類

精神病床

精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。

感染症病床

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床をいう。

結核病床

結核の患者を入院させるための病床をいう。

療養病床

病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。

一般病床

精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。

8 利用上の注意

(1) 本調査における傷病は、世界保健機関（WHO）の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（ICD）に基づいて定められた「疾病、傷害及び死因の統計分類（ICD-10（2013年版）準拠）」を適用して分類している。

(2) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章する事が不適当な場合	…
統計項目のありえない場合	・
推計値、比率等でまらめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0又は0.0

(3) 掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合もある。

(4) 受療率の算出に用いた人口は、「人口推計（平成 29 年 10 月 1 日現在）」（総務省統計局）の総人口である。（33 頁「受療率の算出に用いた人口」）

(5) 傷病分類別の数値については、主傷病（※4）について表章したものである。

※4「主傷病」 入院患者 … 調査日現在、入院の理由となっている傷病
外来患者 … 調査日現在、主として治療又は検査をしている傷病
退院患者 … 退院時に入院の理由となっていた傷病

(6) 平成 23 年は、東日本大震災の影響により、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県は調査を実施していないため、これらの地域を除いた数値となっている。

※ 患者調査は、統計法に基づく基幹統計「患者統計」を作成するための統計調査である。